

死亡に伴う手続き

次のものを、すみやかに届け出てください。

* 下記のうち、**死亡者の方が該当していたもの**の手続きが必要となりますので、**本庁または各支所**にお越しください。

* 相続人の印鑑(認印)及び相続人の口座番号が必要となることがあります。金融機関の通帳又は**口座番号のわかるもの**をお持ちください。

担当課	手続き	お持ちいただくもの
<input type="checkbox"/> 市民課	世帯主変更	(3人以上の世帯で、世帯主が死亡された場合)
	印鑑登録証	・ 印鑑登録証(カード)
<input type="checkbox"/> 保険医療課	国民年金 厚生年金	・ 加入されていた方は・・・年金手帳 ・ 受給されていた方は・・・年金証書 ・ 請求者の個人番号(マイナンバー)がわかるもの
	後期高齢者医療	・ 後期高齢者医療被保険者証 ・ 死体火葬許可証(コピー可)
	国民健康保険	・ 国民健康保険被保険者証 (死亡された人が世帯主の時は、国保に加入されている方全員の国民健康保険被保険者証) ・ 死体火葬許可証(コピー可)
	福祉医療費	・ 受給者証(重度・精神・ひとり親・乳幼児)
	介護保険	・ 介護保険被保険者証他
<input type="checkbox"/> 社会福祉課	障害者手帳等	・ 身体障害者手帳 ・ 療育手帳 ・ 精神保健福祉手帳 ・ 特別障害者手当他
	被爆者健康手帳等	・ 被爆者健康手帳 ・ 手当証書(手当受給者) ・ 死体火葬許可証(コピー可) ・ 死亡診断書(コピー可)
<input type="checkbox"/> 広島県水道企業団 <input type="checkbox"/> 下水道課	上下水道等	・ 特になし
<input type="checkbox"/> 税務課	各種税関係	・ 特になし
<input type="checkbox"/> 管理課	市営住宅等	・ 特になし

○ その他個別に受けておられるものがありましたら、窓口にてご相談ください。

○ 上記手続きに、添付書類として住民票・戸籍・所得証明等が必要な場合、手数料が必要となります。

○ 手続きに来られる方によっては、委任状が必要になる場合がありますので、**委任状(別紙)**をご用意ください。

※この書類の内容についてのお問い合わせ先

安芸高田市 市民課(TEL42-5616)

八千代支所(TEL52-2111)

美土里支所(TEL54-0311)

高宮支所(TEL57-0311)

甲田支所(TEL45-4111)

向原支所(TEL46-3111)

委任状が必要になる場合と委任者について

1. 戸籍関係書類については、死亡者の直系親族（祖父母・父母・子・孫）、又は配偶者以外の方が来られる場合は、直系親族・配偶者の委任状が必要になります。
2. 住民票については、同居（住所が同一でも住民票上世帯を別にしておられたら別居となります。）しておられた以外の方は、委任状が必要となります。
但し、死亡者単独世帯であった場合は、同居しておられない相続人の方が窓口に来られる場合、委任状は必要ありません。相続人以外の方が来られる場合は、相続人の委任状が必要になります。
3. 所得証明は、遺族年金が発生した際、受給権者（死亡者の配偶者、18歳以下の子など）について必要になります。その際、受給権者と同居されている親族以外が来られると、受給権者本人の委任状が必要になります。

委 任 状

代理人住所 _____

代理人氏名 _____

私は、上記の者を代理人とさだめ、(死亡者氏名) _____ の死亡に伴う手続きに必要な

- 戸籍関係書類
- 住民票関係書類
- 所得証明

} 委任される書類にレをしてください。

の交付申請及び受領に関することを委任します。

令和 年 月 日

委任者住所 _____

氏 名 _____ ㊞ ※署名又は記名押印

生年月日 明治 大正 昭和 平成 年 月 日

電話番号 () _____

安芸高田市長 様

※必ず、すべての事項を委任者自身でご記入ください。